

ウイグル及び香港の自由と基本的人権が保障されるよう 働きかけることを求める意見書

中華人民共和国（以下「中国」という。）政府によるウイグル人など少数民族への抑圧や香港においての明らかな人権侵害が続いております。

国際連合人権理事会は、中国政府に対して人権活動家の拘束をやめることや、ウイグル人等の少数民族の権利を守ることを求める勧告を採択しております。しかしながら中国政府は態度を改めておりません。中国政府は国際連合安全保障理事会の常任理事国という責任ある地位を占めるのであれば、これらの勧告をはじめとする国際社会の声に真摯に耳を傾け、新疆ウイグル自治区の人権状況について透明性のある説明をすべきであります。また、香港の「一国二制度」、「高度な自治」という国家間の約束を守り、その人権状況をただちに改善すべきであります。

中国政府の人権侵害には、ともにG7を構成します国々が加盟する欧州議会や、米国議会などの取り組みにならって、国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高め、外交的に包囲していくことが重要であります。

本市においても、国際交流事業として1985年に中国国内の小学校と友好国際関係を結んでから交流の輪が広がっていることから隣国での人権問題に関心と懸念を抱いております。

よって、本市議会は国会及び政府に対して、国際社会との連携の上、中国政府に対し、普遍的価値であります生命の尊厳、自由、基本的人権が保障されるよう強く働きかけることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(令和3年9月24日 可決)

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
外務大臣殿
法務大臣殿
内閣官房長官殿

（）
あて

石川県野々市市議会